

法人町民税について

法人町民税の法人税割率が引き下げられます。平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

現行12.3%



改正後9.7%

個人住民税について

給与所得控除の引下げが行われます。給与等の収入金額が1,200万円を超える場合の給与所得控除の上限額が230万円となります(平成29年度分の個人住民税から適用となります)。

給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限額が220万円となります(平成30年度分の個人住民税から適用となります)。

地籍調査終了後の土地課税について

土地にかかる固定資産税については、国が定める「固定資産評価基準」に基づき、登記簿に登記されている登記地積により評価して課税することが原則となっています。

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、**平成27年度から地籍調査が終了し、登記簿に登記された場合には、登記地積により評価して課税**を行います。これは、地籍調査により登記地積が減少した場合は減少後の地積で評価して課税し、逆に増加した場合は増加後の地積で評価して課税することです。

また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うことになります(ただし、地目については、利用状況により課税することになりますので、登記簿と異なる場合もあります)。

そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積が増加した場合や地目が変更となった場合などでは、平成27年度からの固定資産税が増額になる場合も考えられますが、原則に基づき地籍調査終了後の登記地積により評価額を決定し課税しますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

【注意】地籍調査事業で現地立ち会いなどが終了していても、新しい地積や地目などが登記されない限り、以前と変わらない地積や地目で評価額を決定し課税されます。

<例>

(地籍調査で地積が増えた場合)

地籍調查前

地籍調查後(登記地積)

 $4 \ 0 \ 0 \ \text{m}^2$

 \Rightarrow

6 0 0 m²

課税地積 600㎡

(地籍調査で地積が減った場合)

地籍調查前

地籍調查後(登記地積)

 $4 \ 0 \ 0 \ \text{m}^2$

 \Rightarrow

 $3 \ 0 \ 0 \ \text{m}^2$

課税地積 300㎡

(分筆・合筆により面積が異動した場合)

①分筆による場合

地籍調査前

地籍調查後(登記地積)

地目:畑 400㎡

 \Rightarrow

畑 宅地 200㎡ 200㎡

課税地積 畑:200㎡

宅地: 200 m²

②合筆による場合

地籍調查前

地籍調査後(登記地積)

地目:畑

 $3 \ 0 \ 0 \ \text{m}^2$

畑 100㎡

_

畑 400㎡

課税地積 畑:400㎡

平成26年度税制改正

📵 町民税務課 課税係 ☎77 - 3915

地方税法の一部が改正され、町税条例の一部が 改正されました。

軽自動車税について

地方税法改正に伴い平成27年度から軽自動車税の税率(年額)が変わります。車両の種類や最初に登録した年月によって適用される税率が異なります。

区分	規格等		現行の税率 (年額)	平成27年4月 1日以降の税率 (年額)	新車新規登録月から 13年を経過した 軽自動車4輪等 (経年重課)	備考
	総排気量が50cc以	下等のもの	1,000	2,000		
原動機付	総排気量が50cc超~90	cc以下等のもの	1,200	2,000		
自転車	総排気量が90cc超~12	5cc以下等のもの	1,600	2,400		
	ミニカー	-	2,500	3,700		
軽自動車等	2輪のもの(側車付の	ものを含む)	2,400	3,600		
	3輪のもの	D	3,100	3,900	4,600	(注1) (注2)
	4輪乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	
	4糯米用	自家用	7,200	10,800	12,900	
	4輪貨物	営業用	3,000	3,800	4,500	
	4 無負物	自家用	4,000	5,000	6,000	
小型特殊	農耕作業用の	もの	4,000	6,000		
自動車	その他のも	。 の	2,400	3,600		
	2輪の小型自動車		1,600	2,400		
	専ら雪上を走行するも <i>0</i>)	4,700	5,900		

(注1) 平成27年3月31日までに新規登録されたものは、現行の税率となります。

(注2) 初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両は平成28年度から上の表の経年重課の税率が適用されます。

税額早見表【軽四輪(乗用・自家用)の場合】

										改正税率適用 税			率の特例(経年車重課)			
課税年度 新規検査年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度	平成 40年度	平成 41年度	平成 42年度
~平成14年12月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円											
平成15年1月1日~平成16年3月31日	7,200円	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円										
平成16年4月1日~平成17年3月31日	7,200円	7,200円	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円									
平成17年4月1日~平成18年3月31日	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円								
平成18年4月1日~平成19年3月31日	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円							
平成19年4月1日~平成20年3月31日	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円						
平成20年4月1日~平成21年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円						
平成21年4月1日~平成22年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円							
平成22年4月1日~平成23年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円								
平成23年4月1日~平成24年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円									
平成24年4月1日~平成25年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円										
平成25年4月1日~平成26年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円											
平成26年4月1日~平成27年3月31日	7,200円	12,900円	12,900円	12,900円												
平成27年4月1日~平成28年3月31日	10,800円	10,800円	12,900円	12,900円												
平成28年4月1日~平成29年3月31日		10,800円	10,800円	10,800円	12,900円											